

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）			
1	Ⅱ－3－3－2（1）② イ．（コ）c．	<p>5月27日に公表されたコメントに対する金融庁の考え方の番号99において、施行規則第227条の2第3項15号ロ「少額短期保険業者が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額は、二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円）を超えてはならないこと」の根拠規定について「新保険業法第294条第1項の受けた規定」と示されており、これを受けて監督指針Ⅱ－3－3－2保険契約の募集上の留意点(1)法第294条（情報提供義務）のイ－（コ）cで「c．一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は2,000万円（低発生率保険以外のすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円）を上限とすること。（規則第227条の2第3項第15号ロ）」と定められた。</p> <p>これは以下の理由により、行政手続法第38条に定める「命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。」に反しており、法令違反である。</p>	<p>ご質問の「少額短期保険業者が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額は、二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円）を超えてはならない」という業務運営に係る規制の根拠については、規則第211条の31第1項となり、これについては法第100条の2を準用する法第272条の13第2項が根拠となります。</p> <p>なお、新保険業法第294条の第1項を根拠として新設された施行規則第227条の2第3項第15号ロは、上記の規則第211条の31第1項の存在を前提としたものです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>1. 新保険業法第 294 条第 1 項の委任を受け、内閣府令において定められる範囲は「保険契約者等の保護に資するための保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供」までであり、その情報の内容（＝定義した契約者および被保険者についての限度の額）は委任されておらず、限度の額は上位法令の定めに従ったものであることが必要であること。</p> <p>2. 監督指針が引用した規則第 227 条の 2 第 3 項第 15 号口は、保険業法施行令第 1 条の 6 に定める保険金額の限度額に適合していないものであること。これは上記コメントに対する金融庁の考え方の番号 99 で「保険業法施行令第 1 条の 6 に規定する保険金額の限度額については、同号イに規定されている」と示されているとおり、令第 1 条の 6 は「一の保険契約者に係る一の被保険者につき次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額とし、かつ、当該一の被保険者につき第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について千万円」であり、一の保険契約者に係る一の被保険者につき引き受ける保険金額限度と、当該（一の保険契約者に係る）一の被保険者につき引き受ける保険金額の合計額の限度を定めている。しかし、規則同号口は上位法令にない「（一の保険契約者に係らない）一の被保険者につき引き</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>受ける保険金額の合計額の限度」を定め、これにより令第1条の6「当該（一の保険契約者に係る）一の被保険者につき引き受ける保険金額の合計額」の定めをまったく無意味なものとするばかりでなく、徒に国民（ここでは少短業者）の権利を制限し義務を課すものとなっており、法令違反であることは明らかである。</p> <p>なお、平成24年7月のコメントに対する金融庁の考え方においても「今回の改正によって、一の被保険者について引受を行うことができる保険の保険金額の上限が変更されるものではなく、「法制上技術的に令第1条の6に移行」させたと強弁されたが、結果として令第1条の6は「一の保険契約者に係る一の被保険者」についての保険金額の限度および保険金額の合計額の限度を定めたものであることは明白であり、それに反する規則の定め（現行規則211条の30第3項ロ）も上記のとおり上位法令違反である。</p> <p>以上より、「監督指針Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点(1)法第294条(情報提供義務)のイ-(コ)c」およびその根拠とされる「施行規則第227条の2第3項15号ロ」は撤回されなければならないと考えるところであり、少なくとも上記法令違反の疑義に対し、具体的で誰もが納得できるわかりやすい説明をされたい。</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
2	Ⅱ-3-3-2 (2) ⑧	Ⅱ-3-3-2 (1) ②イ、(キ) 及び (コ) の説明を受けたこと、及び当該事項が記載された書面を受領したことに対する署名・押印であることを、顧客が十分認識できるような明確なレイアウトとしたうえで、当該署名・押印と契約申込書の署名・押印を兼ねる形式とすることを、業者の創意工夫として行うことは可能と考えるが如何。	貴見のような方法も可能と考えます。
3	Ⅱ-3-3-2 (2) ⑧	インターネットによる保険申込においては、わかりやすい画面構成を工夫するとともに、内容を確認した旨のチェックを入力しなければ先の手続に進めないような仕組みや、事後に確認状況を検証できる仕組みを構築することが、⑧の態勢を整備する上で有効な手法と考えられるが如何。	貴見のような方法も可能と考えます。
4	Ⅱ-3-3-2 (3) ①イ.	<p>最終的な意向と比較が必要な当初の意向は、各少短の考えによって、どの段階の意向を当初の意向とするかは区々（商品確定段階や二回目推定意向等）である。一方で、当初の意向に係る設計書等の保存も求められている。</p> <p>当初の意向は、A 少短の設計書等で把握し、最終的な意向（契約する商品に係る意向）は B 少短だった場合、当初の意向に係る設計書等の保存は、個人情報保護法の問題もあり、B 少短で保存することは難しいため、募集人（乗合代理店）で保存することになると思うが、A 少短と B 少短のいずれの考え方・規定をベースに当初の意向に係る設計書等を保</p>	<p>ご質問のケースでは、募集人は A 少額短期保険業者と B 少額短期保険業者の商品の比較推奨販売を行っていると考えられますので、Ⅱ-3-3-2 (3) ①に従い意向把握・確認を行うとともに、Ⅱ-3-3-8 (5) ①及び②又は③に従って、比較可能な商品の概要明示、絞込みの理由の説明等を適切に行う必要があります。</p> <p>そのうえで、顧客の希望する商品が B 少額短期保険業者の商品に特定された場合には、Ⅱ-3-3-2 (3) ④ ア、及びイ、に従い意向把握に用いた帳票等及び意向確認書面を保存する必要があります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		存すべきかご教示いただきたい。	
5	Ⅱ-3-3-2 (3) ④ア.	保存が必要な「意向把握に用いた帳票等」とは、当初又は最終的な顧客の意向が記載されていない設計書等であっても許容され则认为てよいか。また、設計書等の保存が事務負荷がかかるため、設計書等は保存せず、募集人が作成した当初意向と最終的な意向を比較し顧客に説明した帳票等だけを保存する方法も許容され则认为てよいか。	<p>保存が必要な帳票等とは、意向把握に用いた帳票等であって、顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものをいいます。</p> <p>例えば、Ⅱ-3-3-2 (3) ①イ.の方法で設計書を用いて意向把握を行う場合については、意向把握に用いた設計書自体についても、保存する必要があります。</p>
6	Ⅱ-3-3-2 (3) ④イ. (キ) (注)	「電子メール等の電磁的方法」については、顧客のPCのハードディスク等に当該控えを保存したことまでは求められていないと认为てよいか。	意向確認書面を、電子メール等の電磁的方法により交付する場合は、顧客の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要ですが、顧客が当該書面を保存等したことを確認することまで求めるものではありません。
7	Ⅱ-3-3-2 (3) ①ア. イ. ウ.	Ⅱ-3-3-2 (3) ①ア. イ. ウ.には意向把握・確認のための具体的な所要回数・日数は記載されていない。これは、個々の募集の場面において、適切に意向把握・確認が行われることが重要であり、所要回数・日数が所与の条件となるものではないとの趣旨か。例えば、当初意向の把握から契約成立に至る一連の募集過程が1回又は1日で完結することもあれば、場合によっては契約成立までに複数回・複数日数を要することもあるという理解でよいか。	貴見のとおりですが、いずれにせよ、個々の募集の場面において、適切に意向把握・確認を行うことが重要です。
8	その他	05年の保険業法改定において、特定の者を対象と	貴重なご意見として承ります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>する事業にも保険業法の規制を適用するため、契約者保護や公正な競争条件に加え、特定のニーズに対応した保険商品の円滑な提供の観点等を総合的に勘案し、少額・短期の補償（保障）のみを取り扱う事業者について、新たな規制の枠組みとして「少額短期保険業」が創設された。</p> <p>少額短期保険業は、事業規模や引受金額などが規制される一方、「最低資本金の額」や「財務局による登録制」などの参入規制緩和、「商品審査は事業方法書および普通保険約款をはじめ、保険料の算出方法も保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることを保険計理人が確認した意見書の提出をもって事前審査を行わない」など、生損保会社と比べると法律上の規制が緩和・簡素化されており、監督指針においてもその緩和・簡素化を反映したものとなっていた。</p> <p>現在少額短期保険業界は、新しい時代の新しい保険として、着実に成長し続けている。これは既存の生損保商品と差別化を図った、シンプルで分かりやすい商品設計やその独自性、気軽に加入できる利便性が短期間での成長・発展の所以である。</p> <p>今回の監督指針改定は、募集面での情報提供義務や意向把握・確認義務などの詳細なルール化など、新商品の届出制が事細かな事前審査により実質認可制と変質していることと相俟って、少額短期保険</p>	<p>従来より、少額短期保険業者向けの監督指針においては、会社の規模等が多種多様な状態にあることを踏まえた監督上の配慮をすることを前提としつつも、募集規制に関しては、保険契約者保護の観点から、基本的に保険会社と同じ規制としてきたところです。</p> <p>今般の監督指針改正は、平成 26 年 5 月に成立・公布された「保険業法等の一部を改正する法律」において、保険の信頼性を確保するため、保険募集の基本的ルールとして、顧客の意向把握義務及び顧客に対する情報提供義務を導入するとともに、保険募集人に対して業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付けることとしたことに関して、監督上の着眼点や実務上の留意点を規定したものです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>業への規制を大きく変質させ、生損保会社並みの規制を少額短期保険業に課すものである。</p> <p>また本改定は、これまでベターレギュレーションの観点から進められたルール・ベースとプリンシプル・ベースアプローチのベストミックスによる行政により金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促す規制を謳った金融行政の基本姿勢をも大きく逸脱したものと云わざるを得ない。</p> <p>これら少額短期保険業の成り立ちを顧みず、成長・発展の所以である特徴を奪いかねない監督指針改定の意図とともに、少額短期保険業への行政の基本姿勢を確認したい。</p>	
9	その他	<p>少額短期保険事業者に対する制約は、その事業規模と内容に比して厳しいものがあるので本来なすべき事業に大きな支障が生じていることは、本制度実施から数年が経過した現在、明らかになっている。結果、業績が思うように伸ばせない現実に直面している事業者が殆どではないだろうか。今回の改正案に付いても、いたずらに従来からの流れで、契約者保護を前面にうたっているが、事業者がより良い保険事業を進めるための姿勢が全く見受けられない。契約者のためにより良いサービスを提供しようとしても、各種の制約に阻まれて、より良い保険商品が設定できず、マーケットから評価される事が少ないのが実状である。結果、事業成績は一部大手</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>関連などを除き、厳しい状況にあるものと思われるが、この原因は現行の少額短期保険制度によりところが大きい。特定認可共済が制度化されているが、少額短期保険との内容で比べれば、事業に関わる制約はかなり緩いものになっており、何故似たような保険事業内容や、規模でありながら大手生損保同様の諸制度や規制が架されるのか、納得がいくものではない。具体的に挙げればきりが無いが、少額短期保険にとって、不要と思われるものや事業規模からみて負担が大きく内容が伴わないものが多い。例えば、普通貯金しか出来ない少額短期に、ソルベンシーマージン基準を適用するのか、理解に苦しむし、経過措置があるにしても、保険金額の上限の制約も事業に大きな支障をきたしている。まもなく10年目を迎えるにあたり、基本からこの少額短期保険について、そもそもの立法の精神に立ち戻り、大幅な改正をすることが求められると考える。その際、以前と異なり実際の事業者の意見を基に見直しを検討すべきであって、利害関係のある部外者、コンサルなどは徹底的に排除しなければならないと考える。今回の改正案に話を戻せば、募集体制の明確化は良いとしても、募集に関する保険商品の情報提供など、他社に関することまで責任を負わされることは、大変遺憾であり、業者の負担が大きいものと考え。世の中、基本は個人の自己責任によるもので</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>あり、行政がいたずらに介入することは大きく考えると極めて危険なことである。現在は、ネット化社会で各種情報は極めて容易に入手できる環境となっていることから、あまり事細かな規制を制定することには賛成できない。但し募集機関への過剰な手数料競争は見直しと自制が必要であるので、その部分での今回の方向性は一定の評価をしている。今後、折角の少額短期保険業が健全に成長発展するためにも、小手先でいじくり廻すだけでなく、基本から制度の見直しを行って行きたいものである。</p>	
認可特定保険業者向けの総合的な監督指針			
10	その他	<p>今般公表された平成 26 年改正保険業法(2 年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」等の一部改正(案)のうち、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正案では、「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定されている、顧客保護を図るために設けられた重要な義務について何ら規定されていません。</p> <p>当方はこれまで、保険会社と比べて緩い監督基準を認可特定保険業者に設けることは、消費者保護の観点から問題があることを繰り返し指摘してきました。また、同様のサービス提供者に対して異なる規制基準を設けることは、認可特定保険業者に対し競争上の優遇措置を与えていることになり、世界貿</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、今般の認可特定保険業者向けの総合的な監督指針の改正については、認可特定保険業者は今般の法改正の対象とはなっていないものの、認可特定保険業者が引き受ける保険契約と、保険会社や少額短期保険業者が引き受ける保険契約についての保険募集が、併せて行われる場合があり得ることを踏まえ、顧客保護を図る観点から、留意事項を追加等したものです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>易機関（WTO）の「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」上の義務に反しています。</p> <p>そもそも（認可）特定保険業者は、平成 17 年保険業法改正において、過去に社会問題となった無認可共済を 2 年のうちに保険会社や少額短期保険業者へ移行することを前提に創設された制度であったはずで、現行の法律は平成 22 年 4 月に改正されていますが、改正法の施行後 5 年（平成 28 年 5 月）を目途に特定保険業に係る制度について再検討することになっています。見直し時期が近づいている中、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」を「保険会社向けの総合的な監督指針」と同水準の厳しい監督基準とすること、また、認可特定保険業者といった例外的な規制カテゴリーの速やかな解消に向けた透明性のある議論を開始することを要請します。</p>	